

# 埼玉県建設副産物対策協議会設置要綱

## (設置)

第1条 建設工事に伴い発生する建設副産物に関する諸問題について調査、研究するとともに、その対策を協議するため、埼玉県建設副産物対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 建設副産物の発生、処理及び利用実態の把握に関すること。
- (2) 建設副産物の発生量の低減方策に関すること。
- (3) 建設副産物の再生利用等の方策及び調整に関すること。
- (4) 建設副産物対策に係る広報活動に関すること。
- (5) その他建設副産物対策に関すること。

## (協議会の構成員)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、県土整備部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、副部長（技）の職にある者をもって充てる。
- 4 会長が特に必要と認めるときは、第1項に定める職にある者以外の者を臨時に委員とすることができる。
- 5 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第4条 会議は会長が招集し、議長として議事を整理する。

## (幹事会の設置)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の協議事項等についてあらかじめ調整するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 幹事長は、建設管理課長の職にある者をもって充てる。
- 5 副幹事長は、構成員の互選により定める。
- 6 幹事長は幹事会を代表し、必要に応じ幹事会を招集し座長となる。
- 7 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (地区連絡会議の設置)

第6条 幹事会に別表第3に掲げる地区連絡会議を置く。

2 地区連絡会議は、会長、副会長、構成員及び幹事をもって組織する。

3 地区連絡会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 建設副産物対策に係る情報収集及びその整理に関すること。

(2) 建設発生土の構成機関間の有効利用の調整に関すること。

(3) 建設副産物の利用及び利用促進の推進に関すること。

(4) 幹事会との調整に関すること。

(5) 幹事会から委任された事項に関すること。

(6) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

4 地区連絡会議の組織及び運営については、別表第3に定めるほか、各地区において別に定める。

(部会の設置)

第7条 幹事会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置、その構成及び運営については、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務局は建設管理課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年6月8日から施行する。

建設発生土対策協議会設置要綱（平成2年7月16日制定）は廃止する。

附 則

平成23年4月1日一部改正

附 則

平成30年4月1日一部改正

附 則

令和3年4月1日一部改正

別表第1

会 長	県土整備部長	
副 会 長	副 部 長 (技)	
委 員		
部 局 名	職 名	
企画財政部	土地水政策課長	
環 境 部	環境政策課長	産業廃棄物指導課長
農 林 部	森づくり課長	農村整備課長
県土整備部	建設管理課長 道路環境課長	用地課長 河川砂防課長 道路街路課長 河川環境課長
都市整備部	市街地整備課長 住宅課長	公園スタジアム課長 営繕課長 設備課長
企 業 局	水道管理課長	地域整備課長
下 水 道 局	下水道事業課長	
公 社	土地開発公社総務部長	住宅供給公社事業推進部長

別表第2

幹 事 長	建設管理課長	
幹 事		
部 局 名	各課の担当主幹、地区連絡会議の幹事	
農 林 部	森づくり課 農村整備課	
県土整備部	建設管理課 用地課	道路街路課 道路環境課 河川砂防課 河川環境課
都市整備部	市街地整備課 公園スタジアム課	住宅課 営繕課 設備課
企 業 局	水道管理課 地域整備課	
下 水 道 局	下水道事業課	
地区連絡会議	県南地区 県西地区 秩父地区 県北地区 県東地区	

別表第3

地区名	会 長	構 成 員	県土整備事務所名	幹 事
県南	さいたま県土整備事務所長	右欄の県土整備事務所の管轄区域の市町(さいたま市を除く)の担当部課長。 県土整備部、都市整備部、農林部、企業局及び下水道局の地域機関の担当部長または施工監理主幹	さいたま、朝霞、北本	さいたま県土整備事務所施工監理主幹
県西	川越県土整備事務所長	右欄の県土整備事務所の管轄区域の市町村の担当部課長。 県土整備部、都市整備部、農林部、企業局及び下水道局の地域機関の担当部長または施工監理主幹	川越、飯能、東松山	川越県土整備事務所施工監理主幹
秩父	秩父県土整備事務所長	同上	秩父	秩父県土整備事務所施工監理主幹
県北	熊谷県土整備事務所長	同上	熊谷、本庄、行田	熊谷県土整備事務所施工監理主幹
県東	越谷県土整備事務所長	同上	越谷、杉戸	越谷県土整備事務所施工監理主幹